

## クラウドワークス利用規約 新旧対照表

旧	新
<p><b>第3条 規約の改定</b></p> <p>本利用規約は、弊社の判断により事前の予告なく変更・追加・削除されることがあります。利用者は、本利用規約変更後に本サイトを利用した場合には、変更された本利用規約の内容に同意したものとみなされます。</p>	<p><b>第3条 本利用規約の変更</b></p> <p>1. 弊社は、次の各号の一に該当する場合、各利用者から個別の同意を得ることなく弊社の裁量で本利用規約を変更することができるものとします。</p> <p>(1) 利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合  (2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合</p> <p>2. 前項に基づく本利用規約の変更にあたり、弊社は、利用者に対して、変更後の利用規約の効力発生日及び変更内容について、事前に以下の各号の方法により周知するものとします。</p> <p>(1) 本サイトへの掲載  (2) 会員への電子メールの送信  (3) その他弊社が適切と判断した方法</p> <p>3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に利用者が本サイトを利用した場合、本利用規約の変更同意したものとみなします。</p> <p>4. 規約の変更により利用者に損害が生じた場合であっても、弊社は一切の責任を負いません。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第26条 反社会的勢力の排除</b></p> <p>1. 弊社及び利用者は、相手方に対し、当該利用者による本サービスの利用開始時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ当該利用者による本サービスの利用期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいうものとします。</p> <p>2. 弊社及び利用者は、本サービスの利用に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、保証するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為  (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為  (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為  (5) その他前各号に準ずる行為</p>
<p><b>第26条 基準時間</b> (略)</p>	<p><b>第27条 基準時間</b> (略)</p>
<p><b>第27条 準拠法・管轄裁判所</b> (略)</p>	<p><b>第28条 準拠法・管轄裁判所</b> (略)</p>